

亀山市告示第53号

亀山市延長保育促進事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市延長保育促進事業実施要綱等の一部を改正する告示

(亀山市延長保育促進事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市延長保育促進事業実施要綱(平成17年亀山市告示第11号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「亀山市健康福祉部子ども未来課」を「亀山市子ども未来部子ども政策課」に改める。

(亀山市児童福祉施設等における苦情解決事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市児童福祉施設等における苦情解決事業実施要綱(平成28年亀山市告示第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第12条 この事業の庶務は、 <u>子ども政策課</u> において処理する。	(庶務) 第12条 この事業の庶務は、 <u>子ども未来課</u> において処理する。

(亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱(平成28年亀山市告示第95号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「亀山市健康福祉部子ども未来課」を「亀山市子ども未来部子ども政策課」に改める。

(亀山市支援会議設置要綱の一部改正)

第4条 亀山市支援会議設置要綱(令和2年亀山市告示第64号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 亀山市健康福祉部次長
亀山市健康福祉部健康政策課長 」 を

「 亀山市健康福祉部健康政策課長 」 に、

「 亀山市健康福祉部子ども未来課長 」 を

「 亀山市子ども未来部子ども政策課長
亀山市子ども未来部子ども総合支援課長 」 に改める。

(亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱の一部改正)

第5条 亀山市相談支援包括化サポート会議設置要綱(令和2年亀山市告示第65号)
の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 亀山市健康福祉部次長
亀山市健康福祉部健康政策課長 」 を

「 亀山市健康福祉部健康政策課長 」 に、

「 亀山市健康福祉部子ども未来課長 」 を

「 亀山市子ども未来部子ども政策課長
亀山市子ども未来部子ども総合支援課長 」 に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。